

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの成分規格設定等検討項目

物質名（分類） ＜評価値の位置づけ＞	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	基準値案 （現行基準）
亜鉛 （金属類）  ＜性状＞	<p>TDIは算出されていない。</p> <p>※亜鉛の摂取量に関する上限値と比較し、ミネラルウォーター類、水道水、食事等から亜鉛摂取によって健康影響が生じるリスクは低いと評価。</p>	<p>平成 15 年改正において、1 mg/L 以上で湯にすると白く濁り、茶の味を損なう例があることから、味覚及び色の観点から評価。</p> <p>評価値：1.0 mg/L（＝水質基準値）</p> <p>＜水道法に基づく検査方法＞ フレイムレス-原子吸光光度法、フレイム-原子吸光光度法、ICP 法、ICP-MS 法</p>	<p>基準値なし</p> <p>※1996 年のナチュラルミネラルウォーター部会で削除 (not present a hazard to health, zinc is normally present at very low level)</p>	<p>基準値削除 (5 mg/L)</p>
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 （無機物質）  ＜健康＞	<p>○硝酸性窒素 ＜非発がん性＞ ヒトの疫学調査において、乳児におけるメトヘモグロビン血症の NOEL から評価。 TDI：1.5 mg/kg 体重/日</p> <p>○亜硝酸性窒素 ＜非発がん性＞ ラットの13週間飲水投与試験における副腎皮質球状帯の肥大の NOEL から評価。 TDI：15 µg/kg 体重/日 (不確実係数：100)</p>	<p>○硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 平成 25 年 3 月生活環境水道部会で、幼児のメトヘモグロビン血症の防止の観点から評価。 評価値：10 mg/L（＝水質基準値） ※硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の合計量 ※平成 15 年改正時の基準値 10 mg/L を維持 ※メトヘモグロビン血症の対象物質が硝酸性窒素・亜硝酸性窒素であり、亜硝酸性窒素は自然界では硝酸塩に比べて低濃度で存在し、検査法も同一であることから、一体として考える。</p> <p>＜水道法に基づく検査方法＞ イオンクロマトグラフ法</p>	<p>硝酸塩：50 mg/L 亜硝酸塩：0.1 mg/L (※換算すると、硝酸性窒素として約 11 mg/L、亜硝酸性窒素として約 0.03 mg/L)</p>	<p>10 mg/L (10 mg/L) ※硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の合計量</p>

物質名（分類） ＜評価値の位置づけ＞	食品安全委員会の 評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	基準値案 （現行基準）
亜硝酸性窒素 （無機物質）  ＜健康＞	＜非発がん性＞ ラットの13週間飲水投与試験における副腎皮質球状帯の肥大のNOAELから評価。 <u>TDI：15 µg/kg 体重/日</u> （不確実係数：100）	平成 25 年 3 月生活環境水道部会で、TDI の寄与率 10%として評価。 <u>評価値：0.04 mg/L（＝水質基準値）</u>  ※平成 10 年の専門委員会の評価にて、極めて低濃度でも影響があることが分かったことから、硝酸性窒素との合計量とは別に単独で評価値を定めることとした ※平成 15 年改正時の暫定値扱いから強化（平成 26 年 4 月 1 日施行）  ＜水道法に基づく検査方法＞ イオンクロマトグラフ法	亜硝酸塩：0.1 mg/L （※換算すると、亜硝酸性窒素として約 0.03 mg/L）	<u>0.04 mg/L</u> （基準値なし）